

第47期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況

個 別 注 記 表

(2021年6月21日から2022年6月20日まで)

株式会社ジョイフル本田

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況および個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.joyfulhonda.com/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(2) 当社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役および使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存および管理を行う。
- ② 保存期間内は、取締役または監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
- ③ 事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理し、具体的対応策を講じるため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、経営会議を原則毎週1回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
- ② 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役ならびに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正および効率性を確保するための制度を整備する。
- ② 当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証および助言等を行う。
- ③ 当社のリスク・コンプライアンス委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。

(6) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

(7) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 子会社において定める「リスク管理規程」に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- ② 当社リスク・コンプライアンス委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際リスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(8) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 企業グループ経営における責任と権限を明確にするため、グループ代表（当社の代表取締役）、経営執行責任者（子会社社長）、主管部門長（当社管理本部長）の組織を設置する。
- ② 当社子会社のガバナンス強化を図り、迅速で精度の高い意思決定プロセスを遂行すべく、グループ稟議制度を導入しグループ代表が決裁するとともに、子会社の重要事項については、当該子会社経営執行責任者が出席する当社の決裁会議体で決議する。
- ③ 当社子会社は②の決定を踏まえ、「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、業務の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署（以下、「経営管理部」という。）は、当社内部監査室、総務部と連携し、業務執行の効率性の検証を行う。

(9) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 当社子会社は、内部監査部門を設置し、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(10) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。

(11) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

(12) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役および使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ② 監査役を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(13) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
- ② 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役または監査役会に対して定期的に報告を行う事項および報告を行う者を協議して決定するものとする。
- ③ 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役および使用人に報告を求めることができる。

(14) 当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、経営管理部を経由し、当社監査役に報告する。
- ② 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、総務部を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。

(15) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度の窓口に通報があった場合、総務部は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。
- ② 通報者の異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

(16) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ④ 監査役は、原則毎月1回監査役会を開催するほか必要に応じて臨時に開催し、また、グループ各社の監査役と監査役連絡会を開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。また、内部監査室、総務部との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(18) 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員および使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、および反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

基本方針の運用状況の概要

当社における内部統制の運用状況は、次のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を通じて、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制に関する事項を一元的に管理運営してまいりました。また、各事業所には、コンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス意識の醸成と知識の向上に努めております。

さらに、内部通報受付窓口の設置のほか内部監査室による監査を通じて業務の妥当性の検証、リスク要因の指摘・指導ならびに改善を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）によっております。
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法により評価しております。
その他有価証券	

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

商品	主として売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。ただし、倉庫在庫は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------

未成工事支出金	個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。
---------	-------------------------------------------

原材料および貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。
-----------	-----------------------------------------------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物	10～34年
その他	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用
均等償却によっております。
なお、主な耐用年数は10年であります。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度における発生額を、発生の翌事業年度において一括で費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
- (5) 従業員株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく役員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社は、「住まい」に関する分野、「生活」に関する分野の商品販売を主たる事業としており、商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、商品の販売時に付与した他社ポイントについては、その後利用されたポイント相当の財またはサービスの提供を行っておりますが、顧客から受け取る額から取引先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) リフォーム工事に係る収益認識

当社は、「住まい」に関する分野として、リフォーム工事を行っており、当該履行義務は、顧客との工事契約に基づく請負工事であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い業務については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 商品券に係る収益認識

当社は、当社が発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用部分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) (以下「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

1. 他社ポイント制度に係る収益認識

売上時に付与した他社ポイントについて、従来は販売費及び一般管理費の販売促進費に計上してまいりましたが、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

2. 代理人取引に係る収益認識

顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

3. リフォーム工事等に係る収益認識

リフォーム工事、内装・外構工事等の請負工事契約について、従来は工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務と判定した工事は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務と判定した工事は、工事完了時に収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

4. 自社商品券の未使用部分に係る収益認識

自社商品券について、従来は未使用部分について収益を認識しておりませんでした。使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,980百万円減少し、売上原価は1,415百万円減少し、売上総利益は564百万円減少しております。また、販売費及び一般管理費は571百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ6百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は27百万円増加しております。なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取賃貸料」(前事業年度122百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗固定資産 82,013百万円

(うち有形固定資産 80,752百万円、無形固定資産 1,182百万円)

減損損失 ー百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、損益の集計単位である店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産をグルーピングしており、賃貸不動産、遊休資産および除却・売却予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本社、物流倉庫、製作・加工等の機能がある拠点は共用資産としております。ここで、店舗とは、単独の商品販売拠点もしくは、商品販売拠点とテナントが一体となって集積している拠点をいい、賃貸不動産は、テナントのみの拠点としております。

当社が保有する固定資産のうち、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされるものについては、損益報告などの企業内部情報と、経済環境や資産の市場価格など企業外部情報に基づき、資産または資産グループ別に減損の兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある資産または資産グループの減損損失の認識の判定においては、その資産または資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額または使用価値により算定しております。そのうち使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しており、資産または資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、資産または資産グループごとの将来の見込損益によって算定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関する主要な仮定は、資産または資産グループの将来の見込損益の基礎となる売上高変動率、売上総利益率、売上高販管費率であります。

なお、新型コロナウイルスは、当社の客数と売上高に若干の減少をもたらしましたが、当事業

年度の業績に与えた影響は、軽微でありました。この結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大は、翌事業年度以降も当社の事業に重要な影響は及ぼさないものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や新型コロナウイルスの影響による店舗の臨時休業など、将来の経済状況の変動等により、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積り金額の変更)

当事業年度において、店舗等の土地・建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

その結果、見積りの変更による増加額664百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

追加情報

(株式給付信託 (B B T))

当社は、取締役および執行役員 (社外取締役および非業務執行取締役を含みます。以下、「取締役等」といいます。) の業務執行 (職務執行) をより厳正に評価し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることによって、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託 (B B T (=Board Benefit Trust))」 (以下、「本制度」といいます。) を導入しております。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託 (以下、「本信託」といいます。) を設定し、本信託を通じて当社株式が取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭 (以下、「当社株式等」といいます。) が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は、247百万円および168,000株であります。

(株式給付信託 (J-E S O P))

当社は、当社の株価や業績と当社の一部役職員（以下、「幹部社員等」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への幹部社員等の意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-E S O P)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は、407百万円および225,920株であります。

貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

宝くじの取扱いのために、定期預金38百万円を担保として供しております。

関係会社に対する金銭債権または金銭債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権	33百万円
短期金銭債務	0百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	326百万円
不動産賃貸収入	230百万円
仕入高	0百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引以外の取引高	27百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 70,010,871株

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 3,894,520株

(注) 当該自己株式には、「株式給付信託 (BBTおよびJ-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式393,920株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月3日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,254	18.00	2021年6月20日	2021年8月31日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が7百万円含まれております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月2日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,396	21.00	2021年12月20日	2022年3月10日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年8月3日開催の取締役会において、次のとおり普通株式の配当に関する決議をいたしました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月3日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,396	21.00	2022年6月20日	2022年9月1日

(注) 配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減価償却費、資産除去債務、減損損失、未払賞与であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、一時的な余剰資金を元に安全性の高い金融商品を限定して運用しており、これら商品の上場株式、債券については毎月、時価の把握を行い、運用状況を管理しております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。地震デリバティブは、地震発生時の店舗設備や商品等の損失を補填する目的で利用しております。

また、設備投資等の必要資金は自己資金を充てておりますが、借入金は、必要に応じ主に事業運営、設備投資を目的に調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月20日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,570	1,570	－
(2) 長期借入金	(16,339)	(16,323)	15

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	26
地震デリバティブ※	5

※契約金額500百万円

(注2) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
預金	41,393	—	—	—
売掛金	3,392	0	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち、満期があるもの	—	—	280	—
合計	44,786	0	280	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	5年内	5年超
長期借入金	4,127	3,091	2,932	2,928	2,313	946
合計	4,127	3,091	2,932	2,928	2,313	946

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定における重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表に計上している金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株 式	1,289	－	－	1,289
資産計	1,289	－	－	1,289

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は280百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表に計上としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	－	16,323	－	16,323
負債計	－	16,323	－	16,323

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、茨城県、千葉県およびその他地域において、主に店舗用の施設を有しており、一部をテナントに賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	決算日における時価
12,697	12,098

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得金額から減損損失累計額および減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	184百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,289百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	158百万円

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
①「住まい」に関する分野			
(a) 資材・プロ用品	22,402	—	22,402
(b) インテリア・リビング	17,294	—	17,294
(c) ガーデン・ファーム	17,177	—	17,177
(d) リフォーム	14,339	—	14,339
②「生活」に関する分野			
(a) デイリー・日用品	36,347	—	36,347
(b) ペット・レジャー	14,955	—	14,955
(c) その他	1,038	—	1,038
③営業収入			
(a) サービス料等収入	—	394	394
(b) その他	—	195	195
顧客との契約から生じる収益	123,555	589	124,145
その他の収益（注）	—	4,909	4,909
外部顧客への売上高および営業収入	123,555	5,499	129,055

(注) 「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	(単位：百万円)	
	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	3,268	3,392
契約資産	-	-
契約負債		
未成工事受入金	1,309	1,443
前受金	236	233

計算書類上、未成工事受入金は区分して表示しており、当社の請負工事のうち履行義務の充足前に受領した代金の残高であります。前受金は「その他の流動負債」に計上しており、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高および顧客に商品やサービスを提供する前に受領した代金の残高であります。なお、当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、当事業年度期首1,545百万円、当事業年度末1,677百万円であります。当社は、未成工事受入金および前受金のうち、顧客に商品やサービスを提供する前に受領した代金については概ね1年以内、前受金のうち、商品券については商品券が使用されるにつれて今後概ね10年以内の期間に亘って収益を認識することを見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,751円79銭

1 株当たり当期純利益 165円00銭

(注) 株式給付信託（BBTおよびJ-E SOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額の算定上、期末株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 393,920株

1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 398,617株

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2022年6月6日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2022年8月4日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得（FCSR）（以下「本手法」という。）を用いております。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率を高め、1株当たり利益の増大を図ることを目的として、自己株式の取得を機動的かつ継続的に実行するため。

2. 本手法を選択した背景

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、以下に記載の理由により、本手法が25億円の自己株式取得を短期間かつ確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断いたしました。

市場買付による自己株式取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用など様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している25億円規模の自己株式取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの手法も自己株式取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。

次に、ToSTNeT-3において買付の委託を行う取引のみを行う手法では、上記の手法と異なり、取引自体は1日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、25億円の自己株式取得ができない可能性があります。

この点、本手法を採用すると、以下に記述する通り、自己株式取得取引が1日で終了することに加えて、株主の皆様による売付注文が25億円に達しない場合であっても、不足額については証券会社が当社株主から当社株式の借株をした上で売付注文を行う予定であることから、25億円の自己株式取得を行うことが可能になります。

3. 本手法の概要

当社は、2022年8月3日に野村證券株式会社ならびに野村キャピタル・インベストメント株式会社と本手法に係る契約を締結し、2022年8月4日にToSTNeT-3により1株あたり1,561円で、1,601,500株、25億円に相当する自己株式を取得いたしました。（以下「本買付」という。）

本買付にあたっては、野村證券株式会社が当社株主から借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である野村證券株式会社の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、野村證券株式会社による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少しております。

野村證券株式会社が本買付後に行う当社株式の取得に関して、当社と野村證券株式会社との間で締結された契約はありません。

次に、野村証券株式会社から取得した株式に対しては、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2022年8月4日から新株予約権の行使日または行使が行われない旨の通知を受けた日の前日まで）の各取引日の当社株式のVWAP（出来高加重平均価格）の算術平均値に99.9%を乗じた価格（以下「平均株価」という。）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下「新株予約権」という。）の取得者となる野村キャピタル・インベストメント株式会社（NCI）（以下「新株予約権者」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均株価が1,561円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付における野村証券株式会社からの取得株式数」（以下「取得済株式数」という。）から「本買付において野村証券株式会社から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数」（以下「平均株価取得株式数」という。）を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者に交付し、逆に、②平均株価が1,561円よりも低い場合は、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者から無償で取得することを合意しております。

（調整取引のメカニズム）

①平均株価が1,561円よりも高い場合

本買付後に当社株式の株価が上昇し平均株価が1,561円を上回る場合、下記の計算式で算定される当社株式が新株予約権者に交付されます。

交付株式数 = 取得済株式数 - 平均株価取得株式数

最終取得株式数 = 取得済株式数 - 交付株式数

= 取得済株式数 - (取得済株式数 - 平均株価取得株式数)

= 平均株価取得株式数

= 25億円 ÷ 平均株価（本買付において一般の株主の皆様からの売付注文が無かった場合）

取得済株式数：本買付において野村証券株式会社から買付けた株式数

平均株価取得株式数：本買付において野村証券株式会社から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数

②平均株価が1,561円よりも低い場合

本買付後に当社株式の株価が下落し平均株価が1,561円を下回る場合、下記の計算式で算定される当社株式が新株予約権者から無償で取得されます。

追加取得株式数 = 平均株価取得株式数 - 取得済株式数

最終取得株式数 = 取得済株式数 + 追加取得株式数

= 取得済株式数 + (平均株価取得株式数 - 取得済株式数)

= 平均株価取得株式数

= 25億円 ÷ 平均株価（本買付において一般の株主の皆様からの売付注文が無かった場合）

上記の通り、最終取得株式数はToSTNeT-3において野村証券株式会社から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得した場合の取得株式数（平均株価取得株式数）となります。平均株価に応じた交付株式数、追加取得株式数に関しては、以下の調整取引テーブルをご確認ください。

(単位：円/株)

平均株価 (A)	取得金額 (B)	平均株価取得株式数 (C) = (B) ÷ (A)	取得済株式数 (D)	交付株式数 (D) - (C)	追加取得株式数 (C) - (D)
3,000	2,343,841,500	781,281	1,501,500	720,219	0
2,000	2,343,841,500	1,171,921	1,501,500	329,579	0
1,861	2,343,841,500	1,259,453	1,501,500	242,047	0
1,811	2,343,841,500	1,294,225	1,501,500	207,275	0
1,761	2,343,841,500	1,330,972	1,501,500	170,528	0
1,711	2,343,841,500	1,369,866	1,501,500	131,634	0
1,661	2,343,841,500	1,411,103	1,501,500	90,397	0
1,611	2,343,841,500	1,454,899	1,501,500	46,601	0
1,561	2,343,841,500	1,501,500	1,501,500	0	0
1,511	2,343,841,500	1,551,186	1,501,500	0	49,686
1,461	2,343,841,500	1,604,272	1,501,500	0	102,772
1,411	2,343,841,500	1,661,121	1,501,500	0	159,621
1,361	2,343,841,500	1,722,147	1,501,500	0	220,647
1,311	2,343,841,500	1,787,827	1,501,500	0	286,327

※本買付において一般の株主の皆様からの売付により100,000株、野村証券株式会社より1,501,500株、取得価格は1株あたり1,561円、総額2,499,941,500円（うち、野村証券株式会社からの取得金額が2,343,841,500円）の取得を行った結果を踏まえての数値例です。実際には交付株式数、追加取得株式数の単元未満株式は切り捨てます。

なお、当社は上記取得株式数の調整のために当社株式の交付を行うための手段として、新株予約権者に対して本新株予約権を無償で割り当てます。本新株予約権は、平均株価が1,561円よりも高い場合に行使され、その差額分に相当する数の当社株式が新株予約権者に交付されます。また、平均株価が1,561円よりも低い場合は、本新株予約権は行使されずに、当社は新株予約権者よりその差額分に相当する数の当社株式を無償で取得します。かかる取得株式数の調整は、本新株予約権の行使期間である2022年9月30日から2023年2月1日までに行われる予定で、最終的な取得株式数が確定した際には、別途、開示をする予定です。

4. 本手法における当社株式の取得方法・内容

- | | |
|----------------|----------------------------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 1,601,500株
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合2.41%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,499,941,500円 |
| (4) 株式取得日 | 2022年8月4日 |
| (5) 株式の取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け |

(注) 上記(2)の取得した株式の総数のうち、野村證券株式会社から買付けた1,501,500株に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当になるよう、後日、当社株式を用いた調整取引を行うため、調整取引を含めた全体での最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

5. 本手法における新株予約権について

本買付の結果により、2022年8月3日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第1回新株予約権の発行条件が確定いたしました。詳細は以下の通りです。

(1) 募集の概要

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| ①発行する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②割当日 | 2022年8月18日 |
| ③新株予約権の総数 | 1個 |
| ④払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 |
| ⑤当該発行による潜在株式数 | 潜在株式数：1,501,500株(上限)※
※上限の潜在株式数は、下記⑦の平均株価取得株式数がゼロとなった場合を前提とした株式数 |
| ⑥行使時の出資金額 | 1円 |

⑦行使時の交付株式数の算定方法

交付株式数 = (i) 取得済株式数 - (ii) 平均株価取得株式数

(i) 「取得済株式数」は、1,501,500株

(ii) 「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数とする。

平均株価取得株式数 = 自己株式買付金額 ÷ 平均株価

※ 「自己株式買付金額」は、2,343,841,500円

⑧募集または割当方法

野村キャピタル・インベストメント株式会社に対する第三者割当方式

⑨その他

当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、株価の状況に応じて割当予定先から一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記(2)本新株予約権の特徴、および別記(3)割当予定先等③その他をご参照ください。

(2) 本新株予約権の特徴

①本新株予約権の構成、行使により交付される株式数および行使の際に払込まれる出資金額

- ・本新株予約権は全1回号で構成されており、発行される新株予約権の数は1個です。
- ・交付株式数は、平均株価の水準に応じて増減し、本日の終値よりも平均株価が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっております。
- ・行使の際に払込まれる出資金額は、1円です。

②本新株予約権の行使可能期間

- ・本新株予約権の行使可能期間は、2022年9月30日から2023年2月1日までの期間です。

③本新株予約権の取得

- ・本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されておられません。

④行使が行われない場合の当社株式の追加取得

- ・割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、平均株価がToSTNeT-3における自己株式取得価額よりも低い場合は、当社は割当予定先より、その差額に応じた株数の当社株式を無償で取得することになっております。

(3) 割当予定先等

①割当予定先の概要 (2022年6月30日現在)

(a) 商号	野村キャピタル・インベストメント株式会社
(b) 本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
(c) 代表者の役職・氏名	代表取締役 村上 朋久 (2022年6月30日現在)
(d) 事業の内容	貸金業
(e) 資本金の額	500百万円
(f) 設立年月日	1999年11月4日
(g) 当社との関係等	
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0株 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社との関係者および関係会社と割当予定先との関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と割当予定先との間には、取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先との関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

②株券貸借に関する契約

当社株主と割当予定先との間で、株券貸借に関する契約の締結はございません。

③その他

当社は、割当予定先との間で締結予定の割当契約において、下記の内容について合意する予定です。

<本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得>

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、当社が割当予定先より、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で取得する。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6. 当社業績に与える影響について

本手法の実施における財政状態および経営成績に与える影響については、精査中です。